

令和8年6月26日

各位

公益社団法人北海道観光機構  
会長 唐神 昌子  
(公印省略)

「令和8年度 北海道MICE誘致支援事業」  
の委託に係る企画提案の募集について

平素より当機構事業につきましてご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。  
当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記のとおり業務受託者選定のため、  
企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

記

- 1 委託事業名 令和8年度 北海道MICE誘致支援事業
- 2 業務委託期間 契約締結日～令和9年2月26日(金)
- 3 主な業務委託内容
  - (1) 台湾現地セミナーの企画開催及びセールスコールの実施
  - (2) 台湾バイヤーの招へい及び意見交換会の開催
  - (3) JNTO主催インセンティブ旅行商談会(マレーシア)への参加及びセールスコールの実施
  - (4) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施
- 4 事業費(上限) 8,400,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)
- 5 今後のスケジュール(予定)

6月26日(金)	公示・観光機構WEBに掲載
7月10日(金)	企画提案参加表明 15時締切
7月24日(金)	企画提案の受付・受領 15時締切
7月下旬(予定)	企画提案の審査、委託事業者決定
8月上旬(予定)	契約締結・業務開始
- 6 その他
  - (1) 事業内容に関する質問は、参加表明締切より3営業日後(7月15日(水))の15時までメールでのみ受け付けます。本事業に関する事業説明会は、実施いたしません。
  - (2) 参加表明事業者に共通した企画提案に必要な質問及び回答内容は当機構で取りまとめ、全ての参加表明事業者へ一斉メールでお知らせします。

【お問合せ】公益社団法人北海道観光機構  
事業本部・DESTINATION戦略部  
担当：坂口・山科  
TEL：011-231-0941  
E-Mail：[e\\_sakaguchi@visithkd.or.jp](mailto:e_sakaguchi@visithkd.or.jp)  
[m\\_yamashina@visithkd.or.jp](mailto:m_yamashina@visithkd.or.jp)

# 「令和8年度 北海道MICE誘致支援事業」

## に係る企画提案募集要領（指示書）

### 1. 目的

公益社団法人北海道観光機構では、観光を通じた地域経済の活性化を図るため、観光消費額のさらなる拡大を重要な目的として掲げている。

その実現には、観光消費単価の高い外国人観光客の誘致が不可欠であり、特にMICEは国内外から多くの来道者が見込まれ、高単価かつ付帯行事が多いなどの特徴を有することから、地域経済への高い波及効果が期待されている。

本事業では、MICEのうち、海外企業の役員会議や研修・セミナー（M）及び海外企業のインセンティブ旅行（I）に重点を置き、誘致支援を実施する。インセンティブ需要の高い台湾市場及びマレーシア市場を対象として、北海道のMICE開催環境や支援制度、地域の魅力などを効果的に発信するとともに、商談会、セールス活動及び招へい事業等を通じて関係者とのネットワークを構築し、北海道へのMICE誘致の促進を図り、さらなる観光消費額の増加につなげることを目的とする。

### 2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光機構（以下「観光機構」という）が主体となり、民間企業等に委託して実施。

### 3. 企画提案応募条件等

次のいずれにも該当すること

- (1) 単体企業又は複数企業による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、以下の条件を全て満たしていること。
- (2) 単体企業又はコンソーシアムの場合は次の構成員であること。  
（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書の写しを提出すること）
  - ・民間企業
  - ・特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
  - ・その他の法人、又は法人以外の団体等
- (3) コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。
- (4) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること。
- (5) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構において業務打ち合わせを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により競争入札への参加を排除されているものでないこと。
- (7) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- (8) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

#### 4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

#### 5. 委託事業費（上限）

8, 400, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

#### 6. 委託期間及び業務スケジュール

委託期間：契約締結の日～令和9年2月26日（金）

##### (1) 業務スケジュール：

6月26日（金）	公示・観光機構WEBに掲載
7月10日（金）	企画提案参加表明 15時締切
7月24日（金）	企画提案の受付・受領 15時締切
7月下旬（予定）	企画提案の審査、委託事業者決定
8月上旬（予定）	契約締結・業務開始

※日程については変更になることがありますので、その都度ご確認ください。

##### (2) 業務完了日

令和9年2月26日（金）までに全ての業務を完了すること（報告書作成業務含む）。

##### (3) 委託費の支払い

業務委託内容の確認を受けた後、適法な支払請求書が受理された日から60日以内に支払いを受けるものとする。

#### 7. 業務委託内容（企画提案事項）

本事業では、季節偏在の解消を意識した北海道MICEのプロモーションを実施するとともに、地域偏在の解消及び高付加価値化を図るため、北海道各地の特色あるMICEコンテンツを効果的に訴求し、他地域との差別化を推進することで、選ばれるMICEデスティネーションとしての認知度向上及び誘客促進を目指す。

また、プロモーションと併せてマーケティング調査を実施し、対象市場のインセンティブ旅行の動向やニーズ、北海道の課題を把握するとともに、次年度以後のプロモーション方法、及び受入環境整備の方向性等を検討するために必要な情報を収集し、誘客促進につながる企画提案を行うこと。

##### (1) 台湾現地セミナーの企画開催及びセールスコールの実施

###### ① 台湾現地セミナーの開催について

- ・開催時期：令和8年9月から令和8年11月まで
- ・開催場所：参加者の利便性を考慮の上、適切な会場を提案し、手配を行うこと。
- ・開催形式：ハイブリッド形式。  
台北は現地参加、台中及び高雄はオンライン参加とする。

###### ② 台湾現地参加者の募集について

- ・現地のMICE主催者（企業等）、旅行会社、PCO等のMICE関連団体に対し、募集案内の送付及び参加者の集客・管理を実施すること。  
なお、旅行会社については、訪日インセンティブ旅行を取り扱う旅行会社のMICE担当者を参加対象とすること。  
また、MICE主催者に対しても積極的に参加を呼びかけ、参加促進に努めること。
- ・参加者候補を企画提案書にて示すこと。

- ・参加者数目標（K P I）：台北30社30名以上、台中及び高雄は各10社10名以上とする。
- ③ 道内参加者の募集について  
観光機構と連携し募集を行うこと。なお、参加に係る旅費は参加者の自己負担とする。
- ④ 司会者及びプレゼンターの選定、手配を行うこと。なお、プレゼンターの選定に当たっては、北海道M I C Eに関する知見並びに台湾からのインバウンド誘客に関する経験、知識を有することを必須要件とする。また、必要に応じて通訳を配置すること。
- ⑤ プレゼン資料の作成について
  - ・プレゼン資料は、市場動向を踏まえた内容とし、企画提案書においてその概要を示すこと。なお、資料は観光機構と協議の上で作成し、中国語繁体字に翻訳すること。
  - ・作成したプレゼン資料及び二次利用可能な画像データなどをデジタルツールに格納し、セミナー参加者へ提供すること。また、観光機構の他事業において二次利用が可能となるよう、権利関係を整理すること。
- ⑥ 道内参加者によるプレゼンテーションの時間を設けること（希望制とする）。また、必要に応じて、受託事業者が通訳を行うなど、プレゼンテーションの実施に必要な支援を行うこと。
- ⑦ アンケートの実施・集計・分析を行うこと。
- ⑧ セールスコール（現地旅行会社、M I C E主催者訪問）の実施について
  - ・台湾現地セミナーの開催日程前後にて実施すること。
  - ・訪問件数：台北、台中及び高雄において、それぞれ4社以上とする。
  - ・訪問先の選定に当たっては、北海道へのM I C E送客実績及び送客意欲を勘案し、M I C E誘致に有効な訪問先を提案すること。
  - ・下記（2）の台湾バイヤー招へい事業の参加者についても、可能な範囲で訪問先として選定すること。
  - ・セールスコールの内容について  
北海道M I C Eの最新情報の提供や、台湾のインセンティブ旅行におけるトレンド、ニーズ等に関するヒアリングを実施し、1社あたり1時間程度とする。
  - ・通訳者の手配について  
訪問先の選定及び調整を図るとともに、ビジネスレベルの通訳者（日本語⇄中国語）を1名手配すること。北海道M I C Eの知見を有した人員が望ましい。
  - ・訪問先への記念品を手配すること。

## (2) 台湾バイヤーの招へい及び意見交換会の開催

- ① 招へい時期：令和8年9月から令和8年11月までの間とし、上記（1）の台湾現地セミナー開催後に実施すること。
- ② 招へい者：M I C E主催者（企業等）、旅行会社、P C O等の中から、北海道へのM I C E誘致に効果的と考えられるバイヤーを選定し、4社4名以上を招へいすること。なお、そのうちM I C E主催者（企業等）は2社2名以上とすること。
- ③ 招へいエリア：函館、登別、苫小牧、札幌、旭川
- ④ 招へいコースの企画、運営、調整、手配
  - ・北海道滞在が5泊6日間以上とし、スケジュールなどを提案すること。
  - ・招へいコースについて、最終的に観光機構と協議のうえ決定する。観光機構が指定する視察先がある場合は、優先して訪問すること。
  - ・上記（1）のセールスコール時に、招へい参加者へ希望する視察先についてヒアリン

グを行い、可能な限りその意向を反映した行程とすること。

- ・視察先施設及び地域関係者等との必要な調整、連携を行うこと。また、北海道MICE誘致推進協議会と情報共有を図るとともに、該当地域の構成員による同行支援が得られるよう、必要な依頼及び調整を行うこと。
  - ・招へいに係る航空券、宿泊、食事、交通手段、添乗員、海外旅行保険などの一切の手配をすること。
  - ・添乗員は、語学力に加え、北海道MICEに関する知見ならびに台湾からのインバウンド誘客に関する経験および知識を有していることが望ましい。
- ⑤ 招へい参加者に対するアンケートの実施と取りまとめを行うこと。
- ⑥ 事業実施後、招へい者からの問い合わせや依頼に適切に対応し、継続的な情報提供及び送客に向けたフォローアップを行うこと。
- ⑦ 地元MICE関連事業者との意見交換会の実施
- ・実施目的：  
招へい者が体験したコンテンツの評価や地域のMICE受入環境について、地域事業者と相互に意見を交わす機会を設けることで、地域課題の共有とMICEコンテンツの磨き上げを図るとともに、将来的な送客やプロモーションに直結するネットワークを構築することを目的とする。
  - ・実施場所：函館および旭川にて、各1回実施すること。
  - ・実施時間：1～2時間程度
  - ・業務内容：
    - ア 道内参加者への案内、集客、取りまとめ
    - イ 事前に、道内参加者に対し、招へい者の情報及び招へい行程等の情報を取りまとめて共有すること。
    - ウ 会場の手配および調整
    - エ 意見交換会の進行管理、および必要に応じた通訳の手配、配置
    - オ 地域事業者によるプレゼンテーションの時間を設けること（希望制とする）
    - カ 参加者が自由に交流できるネットワーキングの時間を設けること
    - キ アンケートの実施、集計、分析

(3) J N T O主催インセンティブ旅行商談会（マレーシア）への参加及びセールススクールの実施

- ① 開催日時：令和8年10月15日（木） ※予定
- ② 開催都市：クアラルンプール市内ホテル ※詳細未定
- ③ 実施内容：アポイントメント商談、フリー商談、ネットワーキングランチ
- ④ 参加料について  
参加料（1団体6万円）は観光機構が直接支払うため、本業務費には含めない。
- ⑤ スタッフ配置について  
北海道観光及びインセンティブツアーに精通した専門人材を1名、ビジネスレベルの通訳（日本語⇄英語）を1名配置すること。
- ⑥ 商談資料と配布資料について
  - ・商談資料は英語で作成し、マレーシア市場におけるインセンティブ旅行の動向及びニーズを踏まえた内容とすること。
  - ・北海道MICE誘致推進協議会の構成員地域に係るMICE関連資料を集約し、会場への発送及び配布を行うこと。
- ⑦ アンケートの実施、集計、分析
- ⑧ セールススクール（現地旅行会社訪問）の実施について
  - ・「J N T O主催インセンティブ旅行商談会」の開催日程前後にて実施すること。
  - ・訪問件数：4社以上とする。
  - ・訪問先の選定に当たっては、北海道へのMICE送客実績及び送客意欲を勘案し、

M I C E 誘致に有効な訪問先を提案すること。

- ・セールスコールの内容について  
北海道M I C E の最新情報の提供や、マレーシアのインセンティブ旅行におけるトレンド、ニーズ等に関するヒアリングを実施し、1社あたり1時間程度とする。
- ・通訳者の手配について  
訪問先の選定及び調整を図るとともに、ビジネスレベルの通訳者を1名手配すること。北海道M I C E の知見を有した人員が望ましい。
- ・訪問先への記念品を手配すること。

※上記(1)～(3)についての共通事項

① 北海道M I C E 誘致推進協議会と連携し、事業を実施すること。

② アンケート調査の実施、集計、分析について

対象市場におけるインセンティブ旅行の動向やニーズ、訪問先選定等の意思決定に大きく影響を及ぼす要因を把握するとともに、北海道へのインセンティブ旅行誘致を強化するための具体的な施策や、海外市場のニーズを踏まえた受入環境整備の方向性、さらにインセンティブ旅行の行先・行程決定プロセスを踏まえた効果的なプロモーション手法を明確化することを目的として、アンケート調査を実施する。

- ・アンケート項目は、以下の要素を含む10～20項目程度とし、受託者において作成すること。なお、回答形式は選択式及び記述式を適宜組み合わせることとし、最終的な内容については観光機構と協議の上、決定すること。

ア 直近のインセンティブ旅行訪問先(M I C E 主催者向け)

イ インセンティブ旅行の人気訪問先(旅行会社向け)

ウ インセンティブ旅行の実施時期

エ 訪問先決定のタイミング

オ インセンティブ旅行の費用及びその内訳

カ インセンティブ旅行で特に実施したい内容

キ 北海道におけるインセンティブ旅行に対するニーズ

ク インセンティブ旅行の訪問先決定に際し、意思決定に大きく影響を及ぼす要因

ケ 北海道へのインセンティブ旅行誘致を強化するために今後取り組むべき事項

コ ライバル候補地と比較した北海道の強み・弱み

- ・分析、提言について

アンケート調査結果及びセールスコール時のヒアリング内容等を基に、対象市場におけるニーズや新たな事業機会の可能性等について多角的な分析・考察を行い、次の事項について提言すること。

ア 今後のプロモーションにおける重点ターゲット

イ 効果的なプロモーション手法

ウ 次年度以後のインセンティブ旅行誘致につながる受入環境整備の方向性

- ・アンケートの成果指標(K P I)は、回収率80%以上とすること。

(4) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施を可とする。

(5) K P I

- |                  |                                   |
|------------------|-----------------------------------|
| ① 台湾現地セミナーの参加者数  | 台北30社30名以上<br>台中、高雄各10社10名以上      |
| ② 台湾セールスコールの訪問件数 | 台北、台中、高雄それぞれ4社以上                  |
| ③ 台湾バイヤー招へいの参加者数 | 4社4名以上、<br>そのうちM I C E 主催者は2社2名以上 |
| ④ マレーシア商談会の商談件数  | 8件以上                              |

- ⑤ マレーシアセールスコールの訪問件数 4社以上  
⑥ アンケートの回収率 80%以上とする

(6) 事業報告について

① 中間報告書

10月終了時点までの事業実施状況及びそれ以降の事業実施計画について、2026年10月30日（金）までに提出し、報告すること。

② 事業完了報告

- ・令和8年度事業の実績、効果測定、分析を行い、次年度の取組の指針となるよう報告書を作成すること。
- ・令和8年度の事業実施を通して把握できた事実に基づき、委託事業者としての所感および令和9年度以後に向けた取組提案等を含めること。
- ・報告書は、イベント写真や個人情報等を含む全体報告書と、個人情報等を除いた公開用報告書の2種類を作成すること。全体報告書は印刷物3部及びデータ、公開用報告書は印刷物1部及びデータを提出すること。また事業にて制作、撮影したものは成果品として提出すること。

(7) 地域及び事業者への協力依頼

可能な限り地域の関係者や事業者の協力（プレスリリースによる無料パブリシティ等）を得ることにより、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努めること。

8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに、会社名（コンソーシアムの場合は、代表者及び構成員）、代表者名、担当者部署及び役職、氏名、連絡先（電話、メールアドレス）等必要事項をメールにて、参加表明すること。（書式自由）

(1) 表明期限：令和8年7月10日（金） 15時

(2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階  
公益社団法人北海道観光機構 事業本部・デスティネーション戦略部  
担当：坂口・山科  
E-mail：[e\\_sakaguchi@visithkd.or.jp](mailto:e_sakaguchi@visithkd.or.jp)  
[m\\_yamashina@visithkd.or.jp](mailto:m_yamashina@visithkd.or.jp)

9. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) 企画提案事項の総括表

各提案事項をA4サイズ1枚に簡潔にまとめたものとする。

(2) これまでの事業実績

会社等の業務内容の他、本事業類似事業の実績について、過去2年分を記載すること。ただし、観光機構事業の実績を含めないこと。

(3) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制等を明記し、具体的に記載すること。

なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(4) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

## (5) 見積書

各事業・項目の明細を記載し、小計もあわせて明記すること。

協力会社の再委託ならびにコンソーシアムでの参加の場合は、各社の担当業務範囲（責任分界点）、再委託金額を明記すること。

※観光機構スタッフの旅費は積算に含まない。

## 10. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4版／両面、50ページ以内とする。

ただし、全体的なイメージを伝えるうえで数ページA3用紙を折り込むことは可とする。

(2) 企画提案は1社1提案とする。

(3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は返却しない。

## 11. 企画提案書の提出

(1) 提出部数 6部（会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの5部）

(2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階  
公益社団法人北海道観光機構 事業本部・デスクティネーション戦略部  
担当：坂口・山科 宛

(3) 提出期限 令和8年7月24日（金） 15時 **※時間厳守**

(4) 提出方法 提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。

※企画提案書は紙面、並びにデータで提出のこと。

## 12. 企画提案に関するヒアリング

(1) 提出された企画提案についてヒアリング審査を行う。

(2) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は、書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。

(3) ヒアリング日時及び場所は、別途連絡するものとする。

(4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。

(5) ヒアリング時の追加資料の配布については認めない。

(6) ヒアリング会場に入ることが出来るのは、3名までとする。

## 13. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務遂行に当たっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

(2) 企画提案の目的適合性

市場の特性を的確に捉え、誘客促進に繋がる効果的な企画提案がされているか。

(3) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

※ 北海道観光機構は、「北海道赤れんが未来機構」のコンソーシアムの構成員となり、北海道庁旧本庁舎（以下、「赤れんが庁舎」という）の運営・管理業務を受託していることから、当該事業においては、赤れんが庁舎への誘客を目的としたプロモーション

はできませんので、提案に含めないよう留意下さい。

【例】現地北海道観光プロモーションにおいて、赤れんが庁舎への誘客をPRする  
キャッチフレーズ、デザイン、装飾など

#### 14. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

#### 15. 再委託について

- (1) 再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。
- ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

#### 16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

## コンソーシアム協定書

## (目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光機構が発注する「令和8年度 北海道MICE誘致支援事業」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

## (名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和8年度 北海道MICE誘致支援事業」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

## (構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) \_\_\_\_\_

(2) \_\_\_\_\_

(3) \_\_\_\_\_

## (幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は \_\_\_\_\_ とする。  
2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

## (代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

## (構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

## (分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

## (運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

## (業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

## (業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。



## 委託契約に関する留意事項

契約の内容を正しく理解するとともに、特に次の事項をご確認ください。

### 契約全般について

#### 契約区分

- ・ 委託契約には成果物を求める請負契約と、一定の業務の執行を求める（準）委任契約があります
- ・ （準）委任契約は業務に要した経費に応じて契約額の範囲内で対価が支払われるものであり、減額となる場合もあるので留意願います

#### 再委託

- ・ 再委託は禁止です。ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます（再委託の詳細については下記『再委託について』のとおり）。
- ・ 受託者は、委託業務に係る再委託先の行為について、その全ての責任を負います。
- ・ 再委託が認められた場合、受託者は、契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託先と約定するとともに、契約内容や契約上の留意事項について、再委託先への十分な説明と理解を得てください。
- ・ 再委託先は、自己都合による第三者への委託はできません。

#### 報告等の義務

- ・ 業務を行う上で、事情の変更があった場合は、速やかに報告してください。

#### 調査等への対応

- ・ 契約期間中に業務の処理状況に関し、公的書類等の関係書類の提出を求め、また、現地調査を行う場合があります。

#### 指名停止等

- ・ 契約違反や不適切な行為があった場合、その内容によって一定期間、当機構と契約ができなくなることもあり、また契約の解除や損害賠償を請求することがあります。

#### その他（コンソーシアムに係る留意事項）

- ・ 代表者は責任体制・管理体制・実施体制を明示してください。
- ・ 代表者は構成員に対し、当機構との契約内容を十分に周知してください。

#### 再委託について

再委託は禁止です。  
ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます。

#### 再委託が認められないもの

以下のどれか一つでも該当した場合は認められません。

- ・ 業務の全部を再委託する場合
- ・ 業務の主要な部分を再委託する場合
- ・ 複数の業務をまとめて委託した場合に、1件以上の業務の全部を再委託する場合

#### 再委託は事前の承諾が必要

やむを得ず再委託が必要な場合は、次の事項を記載した書面を提出して、当機構の承諾を得てください。

- ・ 再委託する相手方の称号または名称及び住所
- ・ 再委託する理由及びその必要性
- ・ 再委託する業務の範囲・内容と契約金額
- ・ 再委託する相手方の管理・履行体制、職員の状況
- ・ 再委託する相手方の過去の履行実績
- ・ その他求められた書類

公益社団法人北海道観光機構  
会 長 唐神 昌子 様

〔申請者〕  
住所

氏名 印

### 再委託（変更）承認申出書

令和 年 月 日付けで契約した業務委託契約に関して、受託した業務の一部を下記のとおり委託（以下総称して「再委託」といい、委託先を総称して「再委託先」という。）したく承認願います。

上記契約に係る遵守事項を再委託先にも徹底するとともに、再委託先の貴機構に対する一切の行為について、最終責任は当社が負うことといたします。

また、貴機構による再委託先に対する直接の現地監査等の実施要請があった場合には、再委託先にもその義務を負うことを確約し、協力することを誓約いたします。

なお、申出内容に変更が生じた場合は、速やかに申出いたします。

### 記

1. 契約名称
  
2. 再委託する業務の内容・範囲（別紙によることも可）
  - (1)
  - (2)
  - (3)
  
3. 再委託先
  - (1) 商号又は名称
  - (2) 代表者氏名
  - (3) 所在地
  - (4) 電話番号
  
4. 委託期間  
令和 年 月 日から令和 年 月 日
  
5. 再委託する理由・必要性
  
  
6. 再委託する業務の契約予定金額  
\_\_\_\_\_円（消費税込み）
  
7. 再委託に関する再委託先との契約の有無（該当するものに○を付してください。）  
  
有 ・ 無 （※「無」の場合は、その理由）

※ 委託先が複数になる場合は、上記項目を網羅した別紙により申し出ること可能です。